

## 高知県社会貢献活動支援推進会議設置要綱

## (設 置)

第1条 高知県における社会貢献活動支援の在り方について、NPO関係者や学識経験者などから意見を聞き、官民のパートナーシップによる新しい地域社会づくりの推進を図るため、高知県社会貢献活動支援推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

## (組 織)

第2条 推進会議は、知事が別に委嘱又は任命する委員13名以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (運 営)

第3条 推進会議に会長及び副会長各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

4 推進会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

5 推進会議は、必要に応じ委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

## (小委員会)

第4条 推進会議は、専門的事項の調査研究等のために小委員会を置くことができる。

2 会長は、小委員会に属すべき委員の数を定め、指名する。

## (庶 務)

第5条 推進会議の庶務は、文化生活部県民生活・男女共同参画課で処理する。

## (雑 則)

第6条 この要綱で定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成13年10月19日から施行する。

2 推進会議の設置当初の委員の任期は、第2条の規定にかかわらず委嘱又は任命の日から平成15年3月31日までとする。

## 附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。